

令和6年(行ウ)第3号 地位確認等請求事件  
 原告 西清孝 ほか1名  
 被告 国

証拠説明書(1)

令和6年9月30日

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

被告指定代理人 青木翔也

(注) 略語等は、準備書面等の例による。

号証	標目 (撮影場所・撮影対象)	原本/ 写し	作成年月日 (撮影年月日)	作成者 (撮影者)	立証趣旨	備考
乙1	親族相続法(改訂版) (抜粋)	写し	S56.5.30	中川淳著	夫婦同氏制を定める本件各規定の立法目的については、夫婦は、生活共同体を形成するものであるから、その統体性を示すために、同一の氏を称するものであること	
乙2	戦後における民法改正の経過 (抜粋)	写し	S31.3.25	我妻榮編	民法750条の制定に当たり、昭和21年8月22日に開催された臨時法制調査会第2回総会において、我妻委員の説明について	
乙3	ウェブページをプリントアウトした「【速報】「選択的夫婦別姓」導入めぐり「同姓維持し旧姓の使用拡大」が47%で最多 7月JNN世論調査」から始まる書面	写し	R6.7.31	被告指定代理人	令和6年7月に実施された民間調査であるJNN世論調査について	※ウェブページ作成者はJNN
乙4	国際法(新版) (抜粋)	写し	H6.1.20	山本草二著	締結された条約は、仮に当該条約が何らかの形で個人の権利義務に言及している場合であっても、それだけでは、直ちに、裁判所が個人の権利を認め、義務を課すための裁判規範として用いることができるものではなく、そのような裁判規範性が認められるためには、当該条約が自動執行力を有することが必要であること	